

平成24年11月の「労働時間適正化キャンペーン」期間中の定期監督等の実施結果

38%の事業場が36協定（時間外・休日労働協定）届未届け
2割近い事業場が月80時間を超える長時間の時間外労働
3割以上の事業場に対し、賃金不払い残業については是正勧告

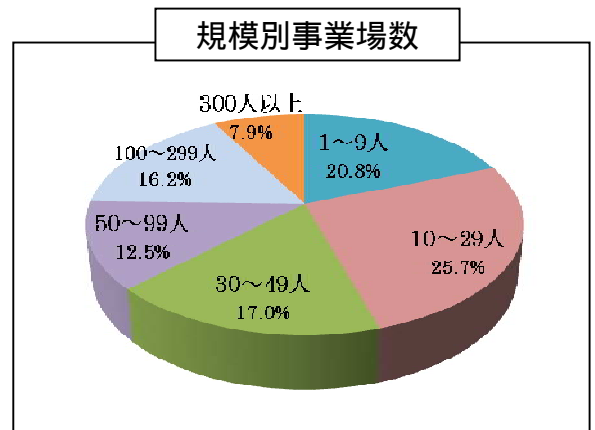
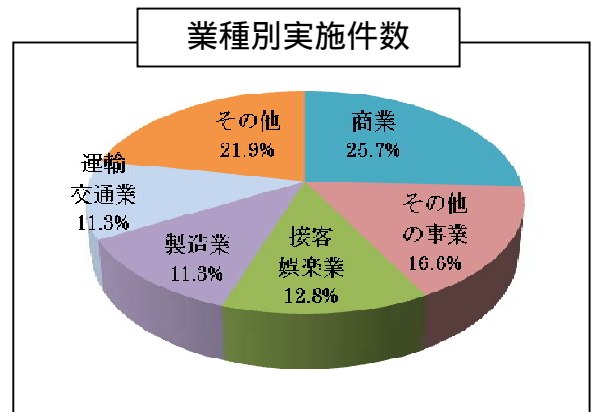
東京労働局（局長 伊岐 典子）は、平成24年11月の「労働時間適正化キャンペーン」期間中に、管下18労働基準監督署（支署）が実施した定期監督等の労働時間適正化に係る事項を重点とする監督指導結果を以下のとおり取りまとめた。

1. 定期監督等における実施件数

- (1) 監督件数 265件
- (2) 業種別の実施件数

商業	68件（25.7%）
その他の事業	44件（16.6%）
接客娯楽業	34件（12.8%）
製造業	31件（11.7%）
運輸交通業	30件（11.3%）
その他	58件（21.9%）
- (3) 規模別事業場数

1～9人	50件（20.8%）
10～29人	68件（25.7%）
30～49人	45件（17.0%）
50～99人	33件（12.5%）
100～299人	43件（16.2%）
300人以上	21件（7.9%）



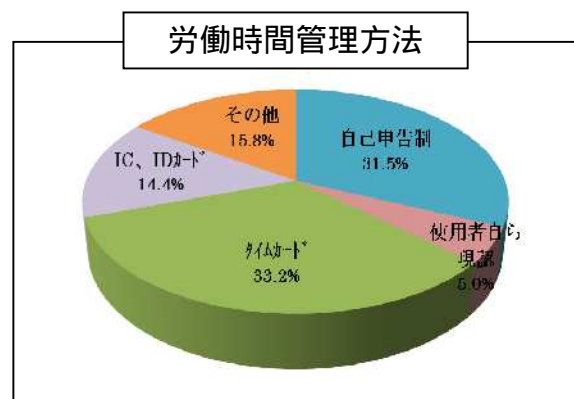
2. 労働時間管理の方法（複数回答）

自己申告制	94 件（31.5%）
使用者が自ら現認することにより確認し記録	15 件（5.0%）
タイムカードを基礎に確認し記録	99 件（33.2%）
IC カード、ID カードを基礎に確認し記録	43 件（14.4%）
その他	47 件（15.8%）

最も多い管理方法は、タイムカード（ ）が 99 件であり、IC、ID カード（ ）の 43 件を加えると、142 件が機械を利用した客観的な方法を基礎にして行うものであり全体の 47.8%となる。

しかしながら、例外的な方法とされている自己申告制が 94 件と、3 割を超える事業場で行われている実態が認められた。

この自己申告制の運用については、労使双方の十分な理解が必要となるものである。



3. 労働時間適正把握基準に係る状況

労働時間適正把握基準に係る指導票交付件数 61 件（23%）

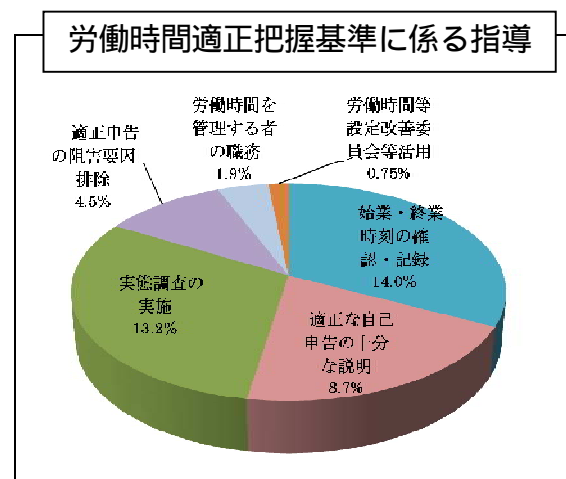
【指導事項】（複数回答）

始業・終業時刻の確認および記録が十分でない	37 件（14.0%）
適正な自己申告についての十分な説明が行われていない	23 件（8.7%）
実態調査が行われていない	35 件（13.2%）
適正申告の阻害要因の排除が十分でない	12 件（4.5%）
労働時間を管理する者の職務を果たしていない	5 件（1.9%）
労働時間等設定改善委員会等の活用が不十分である	2 件（0.75%）

監督指導を実施した 265 事業場のうち、労働時間の把握について何らかの問題点が認められたものは 61 事業場にのぼる。

労務管理の基本である、始業・就業時刻の確認および記録（ ）が行われていないのが 37 事業場にのぼり、大きな問題点として挙げられる。

次に、適正な自己申告についての十分な説明



()が行われていない事業場は 23 件、また実態調査の実施()は自己申告制の適正な運用のための必要不可欠なものにもかかわらず、実施していない事業場が 35 件にのぼる。

自己申告制を採用している 94 事業場のうちの過半数を超える事業場に問題点が認められ、この点についての改善が求められる。

これらから自己申告制を採用している事業場においては、労働時間適正把握基準の適正な運用が強く望まれる。

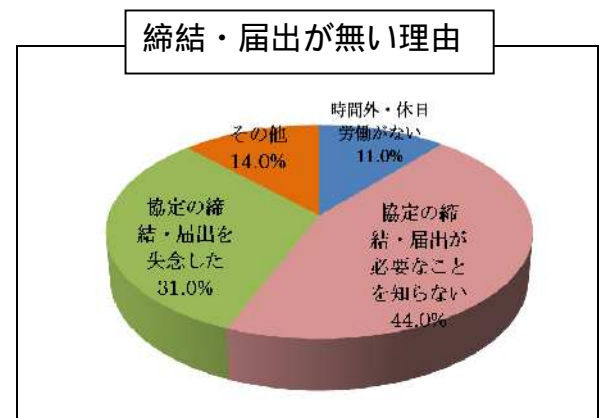
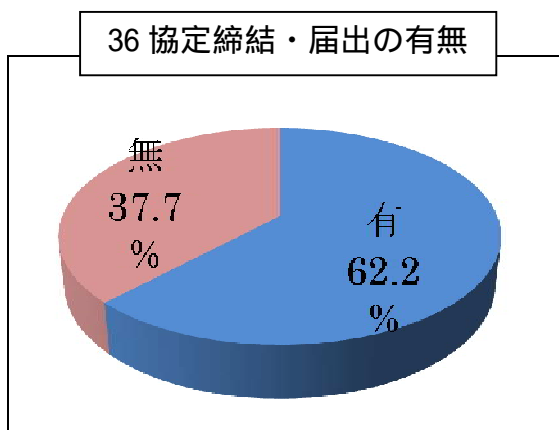
4. 時間外・休日労働協定に係る状況

(1) 時間外・休日労働協定締結・届出の有無

165 件届出 (62.2%)、100 件届出無 (37.7%)

(2) 時間外・休日労働協定締結・届出が無い場合の理由

時間外・休日労働がない	11 件 (11.0%)
協定の締結・届出が必要なことを知らなかった	44 件 (44.0%)
協定の締結・届出を失念していた	31 件 (31.0%)
その他	14 件 (14.0%)



(3) 労働基準法第 37 条違反の有無 (賃金不払残業に限る)

違反 81 件 (30.5%)

法定労働時間を超えて労働者に対し、労働をさせる場合には時間外・休日労働協定の届出が必要であり、届出の無い時間外労働は法律違反になる。

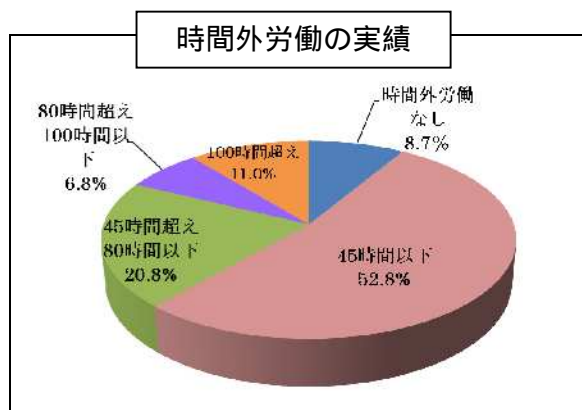
しかしながら、締結・届出の無い事業場は、100 事業場の多きにのぼる (37.7%)、

締結・届出をしていない理由は、44 事業場が協定の締結・届出が必要なことを知らない (44.0%)、31 事業場が協定の締結・届出を失念した (31.0%) となった。

併せて、賃金不払残業 (サービス残業) を指摘された事業場は 81 件 (30.5%) であり、労働法令の周知徹底が強く望まれる。

5. 時間外労働の実績（1か月当たり）

時間外労働なし	23件（8.7%）
45時間以下	140件（52.8%）
45時間超え80時間以下	55件（20.8%）
80時間超え100時間以下	18件（6.8%）
100時間超え	29件（11.0%）



80時間を超える長時間労働の実績がある事業

場は47件（17.7%）に及び、過労死防止の観点からも長時間労働の縮減が必要である。

「時間外労働の実績（1か月当たり）」は、当該事業場において、最も長く時間外労働を行った労働者の時間外労働時間数でカウントしている。

6. 過重労働による健康障害防止のための総合対策の具体的な実施に当たって留意すべき指導状況

面接指導等未実施（80時間超え100時間以下である申し出者に対する面接指導等未実施） 4件

100時間超え又は2ないし6月平均80時間超えの対象者に対する面接指導等未実施（事業場で定める面接指導等の措置を実施する対象者に含まれているが、当該措置が実施されていなかったもの） 5件

100時間超え又は2ないし6月平均80時間超えの労働者面接指導等非対象（上記時間を超えた者を事業場で定める面接指導等の措置を実施する対象者に含めないもの） 13件

45時間超えかつ健康に配慮が必要な者に対する面接指導等未実施 5件

衛生委員会等における調査審議未実施 19件

面接指導等実施に係る方法・体制の整備等 17件

長時間にわたる過重な労働による健康障害防止のためには、長時間労働に従事した労働者の管理のため、医師等による面接指導が必要であり、面接指導等の未実施等の問題が認められた。

【 今後の対応 】

労働時間の状況は長短の2極化が更に進む傾向にあり、労災保険の過労死等請求件数は高水準で推移している状況である。長時間労働の問題は依然として看過しえない重点課題であり、東京労働局では引き続き監督指導を強化すること等により、過重労働の防止、及び法定労働条件の確保・改善対策に取り組むこととする。